

17年度

介護保険料が決定

保険料段階による年額は下の表のとおりです。

特別徴収対象の方

7月に特別徴収開始通知書を送付します。年金の支給月に2か月分を天引きします。昨年度、特別徴収されていた方は、今年度前半分は仮徴収として年金から天引きされています。

介護保険料の特別徴収（年金からの天引き）は年金保険者の通知に基づいて行われます。

普通徴収対象の方

昨年度、納入通知書により保険料を納めた方と、今年度

4月から6月までに満65歳になられた方や65歳以上で転入した方には、7月に納入通知書を送付します。納期は7月から2月までの各月（8回）です。また、今年度から特別徴収の対象となる方については、9月分までは納入通知書で納めていただき、10月以降は年金からの天引きとなります。

また、17年7月以降に満65歳になられる方や65歳以上で転入する方には、満65歳到達月・転入月またはその翌月に

介護保険サービス利用者負担軽減

町では、所得税非課税世帯の方が介護保険の訪問介護（ホームヘルプサービス）を利用した際の10%の利用料を6%に軽減しています。

また、訪問入浴、通所介護、通所リハビリ、短期入所生活介護、短期入所療養介護の利用料については、介護保険料の所得段階が第1段階の方には利用料の50%を、第2段階の方には25%を町が負担しています。

いずれも軽減を受けるには申請が必要となります。詳しくは、高齢障害課または居宅介護支援事業者におたずねください。

☎ 高齢障害課介護保険管理係
☎ 2123・2124

(単位:円)

保険料額 段階	対象となる方	年額
第1段階	生活保護受給者および老齢福祉年金受給者であって世帯員全員が市町村民税非課税の方	17,200
第2段階	世帯員全員が、市町村民税非課税の方	25,900
第3段階	世帯員は、市町村民税課税であるが、本人が市町村民税非課税の方	34,500
第4段階	本人市町村民税課税で、前年の合計所得が200万円未満の方	43,100
第5段階	本人市町村民税課税で、前年の合計所得が200万円以上の方	51,800

17年5月以降に資格を喪失した方

介護保険料は月割りで算定されますので、転出・死亡などで資格喪失した月の前月分までの保険料が賦課されます。

①特別徴収対象の方

4月・6月の仮徴収額と月割りの確定額で7月以降

に精算します。不足額が生じた場合は、普通徴収の納入通知書で納めていただきます。

②普通徴収対象の方

転出先やご遺族あてに、納入通知書を送付します。

口座振替の お知らせ

口座振替は、納期ごとに保険料を納めに行く手間を省き、納め忘れもありません。また、一度申し込めば翌年度も継続されますので、毎年の手続きは必要ありません。ぜひとも安全で便利、確実な口座振替をご利用ください。（普通徴収納入通知書に添付されている口座振替依頼書で申し込みできます。）

口座振替の開始は、申し込みの翌月末以降からとなります。

町税等を口座振替している方も、介護保険料の口座振替を改めて申し込む必要はありません。郵便局をご利用の方は、郵便局指定の用紙で申し込みください。

☎ 高齢障害課介護保険管理係
☎ 2123・2124

第22回硬式テニス混合ダブルス大会結果

（5月8日（日）
丸山テニスコート・記念公園）
テニスコート、参加者60組

- 優勝 中村洋一郎・中村厚子組
（フリー）
- 2位 久保木輝雄・小林孝子組
（がんセンター・サンライズ）
- 3位 榎本政幸・井手律子組
（がんセンター・綾瀬クラブ）



入賞者のみなさん

スポーツ の結果

子育てを応援 ～ブックスタート～



た赤ちゃんとその保護者に絵本とアドバイス集等が入ったブックスタートパックをお渡しします。

ブックスタートとは

8月12日乳児健康診査会場
からはじまります。

本年4月1日以降に生まれた赤ちゃんから対象になります。

毎月保健センターで行われる「乳児健康診査（該当者には、通知を差し上げています）」の会場で、健診を受け

運動です。赤ちゃんは、絵本にさまざまな反応をしてくれます。赤ちゃんと一緒に絵本をみて、たくさんのお言葉をかけてあげてください。

絵本を読むときは

赤ちゃんの体の成長にミルクが必要のように、赤ちゃんのことはと心を育むためには、抱っここの温かさの中で、やさしく語りかけてもらう時間が大切だといわれています。

ブックスタートは、肌のぬくもりを感じながら言葉と心を通わせるひとときを、絵本を介して持つことを応援する

絵本は、赤ちゃんに言葉をかけるのに最適なおもちゃです。でも赤ちゃんの機嫌も興味もいろいろあります。絵本を見て笑ってくれるときはかなりではありません。気が乗らないときはまたの機会。赤ちゃんの様子を見ながら始めてみてください。

健康生活課 ②143

こんにちは保健師です 《食中毒予防の基本原則》



気温、湿度とも高くなるこの季節は、細菌やカビの活動が活発になります。基本原則を徹底して食中毒を予防しましょう。

①食品を購入するとき

生鮮食品は新鮮なものを購入する。また、冷蔵・冷凍する食品を買ったときは、すぐに冷蔵庫へ。

②食品を保存するとき

冷蔵庫の過信は、禁物です。食品を詰め過ぎないようにし、扉の開閉は少なくし、庫内の温度を上げないようにしましょう。肉・魚介類はビニール袋に入れ、ほかの食品に触れない工夫をしましょう。

③料理の下準備をするとき

調理前には、洗える食材はすべて流水で洗いましょう。肉・魚を扱うときに、手・まな板・包丁など調理器具は、食材が変わるごとに洗いましょう。

④調理するとき

加熱調理は、1分間以上加熱し、中まで充分火を通しましょう。

⑤食事をするとき

食事の前は必ず手を洗い、調理前後や、食後に残った食べ物は、室温で長く放置しない。例えば、腸内出血性大腸菌O157は室温で15分～20分置くと2倍に増えます。



ゴミゼロをめざして

去る6月5日、ゴミ0をスローガンに、クリーン伊奈町運動が実施され、大勢の人々



一日看護師体験

5月28日、県立精神医療センターで「一日看護師体験」が開催されました。伊奈学園総合高等学校の生徒19名が参



の参加・協力により、町内がきれいになりました。

この運動は、町青少年相談員を中心に子ども会、ポイイスカウト、ガールスカウト、商工会、ライオンズクラブ、地域ぐるみ環境浄化部、観光協会などの協力で地域全体をきれいにしていう目的で毎年行われているものです。

参加した子どもたちから、「わたしたちのまちが、いつでもきれいでいてほしい。ゴミを捨てないで・・・」という声が聞かれました。

加し、白衣を着て血圧測定や患者さんとふれあうなど貴重な体験をしました。

感想

実際に働いている看護師さんのお話を聞き、看護は医師の指示を聞くだけでなく、病気の状態や患者さんの求めていること、思っていることをきちんと知って、お世話することが大切だと思いました。将来、新生児や小児の看護師を目指していますが、今までよりも、もっと看護師になりました。という思いが強くなりました。